四　承継人等が被承継人等から承継し、又は譲り受ける対象農産物等に係る農業経営が、次に掲げる要件の全てを満たすことにより、当該承継又は譲渡の後も同一性をもって行われる見込みであること。

イ　被承継人等が当該農業経営に用いていた主たる農用地、農業用施設その他の資産の所有権又は利用権が承継人等に承継又は譲渡されると見込まれること。

ロ　被承継人等が当該農業経営において栽培し又は飼養していた対象農産物等に係る事業の規模が、承継又は譲渡の前の事業の規模の二分の一を下回らない見込みであること。

2　規則第百七十五条第四項（規則第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により承継人等の規則第百七十五条第一項から第三項まで及び第五項ただし書に規定する期間（規則第百八十三条第二項において準用する場合にあっては、同条第一項各号に掲げる期間）に含めることができる被承継人等が青色申告書を提出した期間は、農業経営の承継又は譲渡のあった年（法人にあっては事業年度、連結親法人にあっては連結事業年度）までの連続する期間とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百六十一号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十四号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

次に掲げる告示中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

一　平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十四号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）

二　独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十九号）

三　独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百六十号）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成三十年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	業種	指定期間
一	金・銀鉱業	平成三十年四月一日から平成三十年六月三十日まで
二	花こう岩・同類似岩石採石業	
三	安山岩・同類似岩石採石業	
四	ぎょう灰岩採石業	
五	砂・砂利・玉石採取業	
六	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
七	滑石鉱業	
八	舗装工事業	
九	とび工事業	
十	土工・コンクリート工事業	
十一	特殊コンクリート工事業	
十二	鉄筋工事業	
十三	左官工事業	
十四	金属製屋根工事業	
十五	床工事業	
十六	内装工事業	
十七	ガラス工事業	
十八	金属製建具工事業	
十九	木製建具工事業	
二十	防水工事業	
二十一	はつり・解体工事業	
二十二	他に分類されない職別工事業	
二十三	熱絶縁工事業	
二十四	道路標識設置工事業	
二十五	さく井工事業	
二十六	塩干・塩蔵品製造業	
二十七	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	
二十八	精米・精麦業	
二十九	ビール類製造業	